# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 滋賀国民年金 事案 830

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

申立期間については、当初、国民年金保険料の納付済期間であったが、後に妻の保険料と共に還付された記録となっていることが分かった。夫婦共に保険料を還付してもらった記憶は無く、申立期間の納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月25日に払い出され、同年10月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、国民年金制度が開始された36年4月から申立期間を含む46年4月までの保険料が当初、納付済みとされていたことが確認できる。

また、当該国民年金被保険者台帳には、申立期間について還付処理が行われたとする記載はあるものの、オンライン記録により、申立期間は被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、当該期間について、国民年金被保険者資格を取消しの上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和46年4月分の国民年金保険料を除き還付する必要が無いものと判断され、当該還付処理は行政側の誤りであると考えられることから、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 831

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

申立期間については、当初、国民年金保険料の納付済期間であったが、後に夫の保険料と共に還付された記録となっていることが分かった。夫婦共に保険料を還付してもらった記憶は無く、申立期間の納付を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月25日に払い出され、 同年10月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる 上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、国民年金制度が開始された 36年4月から申立期間を含む46年4月までの保険料が当初、納付済みとされ ていたことが確認できる。

また、当該国民年金被保険者台帳には、申立期間について還付処理が行われたとする記載はあるものの、オンライン記録により、申立期間は被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、当該期間について、国民年金被保険者資格を取消しの上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和46年4月分の国民年金保険料を除き還付する必要が無いものと判断され、当該還付処理は行政側の誤りであると考えられることから、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に、資格喪失日に係る記録を49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から49年6月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から49年7月1日まで

A社において、昭和36年4月に入社してから49年6月末に退職するまで継続して勤務しており、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた。

同じ職種であった同僚が申立期間当時の厚生年金保険料の控除記録のある 給与明細書を所持しており、私も同様に保険料を控除されていたはずなので、 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間において A社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書を所持している者を含む 複数の同僚は、いずれも「申立人は私と同じBであり、昭和47年5月から申立 人も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の標準報酬月額の記録から、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から49年6月までは11万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかった(現在の記録では、当該事業所の同僚からの別件申立てにより、既にC地方第三者委員会で決定したあっせん案の報告による平成21年1月7日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、当該事業所が新規適用事業所となった日は、昭和47年5月1日に訂正されている。)と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 832

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

母親が平成6年4月ごろに、私と弟の国民年金保険料の未納分33万円を 簡易保険の保険金として受け取ったお金で納付したので、未納とされている ことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人及びその弟の国民年金保険料の未納分を納付したと主張しているが、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、オンライン記録によると、申立人の弟についても平成5年8月から6年3月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立人の母親は、「平成6年4月ごろに、申立人及びその弟の国民年金保険料33万円を納付した。これぐらいの金額を納付したのは多分この時だけである。」と供述しているが、オンライン記録によると、申立人の平成7年1月から8年3月までの期間及びその弟の7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料の合計30万7,320円が、7年4月に一括納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、当該過年度納付を申立期間の保険料の納付と混同しているものと考えられる。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 627

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月6日から38年4月10日まで 年金記録では、A社で厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金が支 給されたことになっているが、私は、脱退手当金の手続をした覚えは無く、 受給していない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立人に係る脱退手当金支給報告書が存在し、昭和39年5月28日に裁定処理され、同年6月12日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 628

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月1日から平成13年4月1日まで A社に勤務していた全期間の標準報酬月額について、実態とかけ離れたものとなっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成5年4月分、同年7月分、6年5月分及び同年9月分 については、申立人が保管する給与明細書が提出されており、8年及び10年 から13年までの期間については事業主が保管する賃金台帳が提出されている。

これらに記載された給与支給額及び厚生年金保険料額それぞれに見合う標準報酬月額を見ると、平成5年4月、同年7月及び10年1月から同年9月までの期間については、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、6年5月、同年9月、8年1月から同年12月までの期間及び10年10月から13年3月までの期間については、給与支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和53年7月から平成5年3月までの期間、5年

5月から同年6月までの期間、同年8月から6年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から7年12月までの期間及び9年1月から同年12月までの期間については、申立人は給与明細書を保管しておらず、A社も賃金台帳等の資料は廃棄していることから、申立人の当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できないものの、元同僚が保管する給与明細書により、当該元同僚の元年4月、同年8月から同年10月までの期間、2年3月、同年4月及び5年10月の給与支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、提出した賃金台帳以外に当時の保険料控除額を確認できる 資料の保管は無いとしており、複数の元同僚に聴取しても、上記の元同僚を除 いて、当該期間の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の厚生年金保 険料の控除についても供述が得られない。

加えて、当該期間について、オンライン記録によると、申立人は、A社において整理番号\*番で被保険者資格を取得しており、申立人と同日に資格取得した整理番号\*番、\*番、\*番から\*番までの8人、及び申立人より後に資格取得した整理番号\*番から\*番までの42人の合計50人のうち、申立人が経営者であったと供述する2人は、申立人より高い標準報酬月額であること、及び1人は、一部の期間において若干申立人より高い標準報酬月額であることが確認できるものの、他の47人の標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額を超えていないことが確認できる上、当該50人以外でも、申立人が同じ部長職にあったとする2人の標準報酬月額は、当該期間において申立人の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、当該期間の申立人の標準報酬月額が、元同僚の標準報酬月額に比べて低額又は不自然であるという状況はうかがえない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、さかのぼって申立期間の標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 629

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月ごろから45年8月ごろまで 昭和34年4月ごろから45年8月ごろまでA社で働いていた。健康保険と 雇用保険があり、厚生年金保険料も給与から控除されていた。申立期間につ いて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月13日から45年8月22日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、A社の事務担当者は、「申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用については、関連資料が無いため不明であるが、現場従事者は厚生年金保険に加入させていない可能性が高い。」と証言している。

また、申立人は、「申立期間当時、自身が勤務していた現場には100人以上が働いていた。」と供述しているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年6月1日の時点における厚生年金保険被保険者数は58人であり、このうち連絡が取れた2人は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、うち1人は、「当時、すべての現場従業員が厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、A社は、昭和29年8月からB健康保険組合に加入していることが確認できるところ、同健康保険組合C事務所は、「申立人と同様の現場従事者は、第二種組合員とされており、厚生年金保険には加入していない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から43年4月1日まで

② 昭和46年11月1日から47年10月1日まで

③ 昭和51年10月1日から52年4月1日まで

A社に勤務していた昭和34年3月10日から52年12月20日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額については、実際の給与よりも低額となっており、特に昭和48年には役員にも就任し、役員在任中に給与が減額されることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、申立人に係る給与明細書等を保管していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないとしているが、当時の事業主及び役員は、いずれも「会社は、社会保険の届出に関して適正に処理をしていた。顧問税理士の指導により、不正な経理処理もしていない。私の標準報酬月額の記録に、間違いは無いと思う。」と供述している。

また、申立期間当時、申立人と同じ職種で、同時期に役員に就任した同僚の標準報酬月額の記録は、申立人とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、A社が保管している給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。また、A社は、「昭和51年5月1日に関連会社であるB社を設立したことに伴い、申立人の同年5月分の給与を2か所から支給することとした。申立人に係る厚生年金保険料は、A社の給与からのみ控除していた。」と回答してい

る。

さらに、A社が保管する昭和 51 年 8 月 10 日付けの受付印のある被保険者報酬月額算定基礎届(控)によると、申立人の昭和 51 年 5 月分から同年 7 月分までの報酬月額は、オンライン記録に見合う 30 万円として届け出られていることが確認できる。

なお、申立期間①、②及び③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人に係る標準報酬月額等の記載内容の不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。